

From: 横須賀市民法律事務所

2010/06/30 17:37 #246 P.003/011

10-06-30; 15:58 ; 木村良二 法律事務所

2 / 10

平成22年6月30日判決旨渡 同日原本領収 裁判所書記官 門田智子
 平成21年(ツ)第139号 不当利得返還請求上告事件(原審・横浜地方裁判所
 平成21年(レ)第62号)

判 決

横浜市中区尾上町1-4-1 関内STビル6階 木村良二法律事務所

上 告 人

破産者株式会社 [REDACTED] 破産管財人

糸 井 淳 一

滋賀県草津市西大路町1-1

被 上 告 人

株 式 会 社 シ テ イ ズ

代表者代表取締役

若 松 一 義

上記訴訟代理人弁護士

平 光 哲 弥

同

板 谷 淳 一

同

高 野 朋 子

主 文

原判決中、上告人に関する部分を破棄する。

前項の部分につき、本件を横浜地方裁判所に差し戻す。

理 由

第1 事案の概要

1 原審の確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、登録貸金業者である。

(2) 被上告人は、平成18年5月30日、破産者株式会社 [REDACTED] (以下「破産会社」という。) に対し、400万円を、次の約定で貸し付けた (以下「本件契約」という。)

ア 利息 年27.00% (年365日計算)

イ 遅延損害金 年29.2% (年365日計算)

東京高等裁判所

From: 横須賀市民法律事務所

2010/06/30 17:38 #246 P.004/011

10-06-30; 15:58 ; 本件 法律事務所

3 / 10

ウ 弁済期 平成18年6月から平成23年5月まで毎月22日限り
エ 弁済方法 元金5万6000円（最終支払元金は10万6000円）を
経過利息と共に支払う。

オ 特約 元金若しくは利息制限法所定の制限利息の支払を遅滞したときは、債務者は期限の利益を失い、直ちに元利息を一括して支払う（以下「本件期限の利益喪失特約」という。）。
カ 弁済充当 弁済金は約定利息、損害金、元金の順に充当する（以下「本件弁済充当特約」という。）。

(3) 破産会社は、被上告人に対し、平成18年6月22日から平成19年2月23日までの間に、原判決添付計算書Iの「年月日」欄記載の年月日に「弁済額」欄記載の額を弁済した（以下、これらの各弁済を「本件各弁済」という。）。

(4) 破産会社の代表者であった■■■■（以下「■■■」という。）は、平成18年5月30日、被上告人の横浜駅西口支店において、本件期限の利益喪失特約及び本件弁済充当特約が記載された契約証書（以下「本件契約書」という。）の債務者欄に破産会社の代表取締役として署名押印し、上記特約ほか利息制限法1条、4条の条文等の記載のある説明書（以下「本件説明書」という。）及び支払予定額として各弁済期における約定の元金額と約定利息額とが記載された償還表（以下「本件償還表」という。）の内容の説明を受けた上でこれらを受領した。

■■■は、もともと介護ヘルパーやケアマネージャーをしており、必ずしも資金繰りに精通していたとはいえなかった。

2 本件は、破産会社の破産管財人である上告人が、被上告人に対し、本件各弁済につき、利息制限法所定の制限利息を超えて支払った利息を元本に充当すると過払金が発生しているとして、不当利得返還請求権に基づき過払金の返還等を求めた事案であり、被上告人は、本件各弁済には平成18年法律第115号

From: 横須賀市民法律事務所

2010/06/30 17:38 #246 P.005/011

10-06-30; 15:58 ; 林 健 彦

4 / 10

による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下、単に「法」という。）43条1項が適用され、利息制限法所定の制限利息を超える部分の支払も有効な債務の弁済とみなされると主張して、これを争った。

3 一審は、本件各弁済には法49条1項が適用されないとして、原告の請求を認容し、被告がこれを不服として控訴したところ、原審は、本件各弁済には法43条1項が適用されるとして、原々判決を取り消して、原告の請求を棄却した。

第2 原告の上告理由第3の2(3)について

1 原審の判断は次のとおりである。

本件期限の利益喪失特約には、各返済日の元金若しくは利息制限法所定の制限利息の支払を遅滞したときなどに期限の利益を喪失する旨が明記されており、しかも、同じ契約書に利息制限法の規定が引用され、制限利率及びこれを超過する利息の定めは無効である旨が明記されているのであるから、これらによって、約定利息（すなわち、利息制限法の制限を超過する利息）の支払が遅滞したからといって、それによって期限の利益を喪失するわけではないことが明らかになっているといえることができるし、期限の利益喪失という結果をもたらす利息制限法所定の制限利息がどの程度の金額であるかも計算可能であったといえることができる。以上の点に照らしてみれば、利息制限法所定の利率による償還表が交付されていないという事情を考慮したとしても、本件期限の利益喪失特約の条項が、利息制限法の制限を超過した利息を支払わなければ期限の利益を喪失するという誤解をもたらすということはない。

また、本件契約に係る契約書には本件弁済充当特約条項が存在するが、この条項は、弁済が行われた後の処理についての定めをしているのにとどまるのであるから（みなし弁済が成立するとすれば、弁済金が約定利息に充当されることは当然なのであり、その意味で、この条項自体は、何ら誤ったことを記載しているわけでもない。）、この条項が存在することによって利息制限法の制限

From: 横須賀市民法律事務所

2010/06/30 17:38 #246 P.006/011

10-06-30; 15:56 ; 林 健二 法律事務所

5 / 10

を超過する利息の支払が強制されることになるものではない。

本件契約に関しては、破産会社の代表者細谷が、制限超過利息を支払わなければ期限の利益を喪失するとの誤解をしていたと認めることはできない。

2 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

- (1) 貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図ること等を定める法の趣旨、目的（法1条）等にかんがみると、法43条1項の規定の適用範囲については、これを厳格に解すべきであり（最高裁平成14年（受）第912号平成16年2月20日第二小法廷判決・民集58巻2号380頁、最高裁平成15年（オ）第386号・同年（受）第390号平成16年2月20日第二小法廷判決・民集58巻2号475頁参照）、法43条1項にいう「債務者が利息として任意に支払った」とは、債務者が利息の契約に基づく利息の支払に充当されることを認識した上、自己の自由な意思によってこれを支払ったことをいい、債務者において、その支払った金額の額が利息の制限額を超えていることあるいは当該超過部分の契約が無効であることまで認識していることを要しないと解される（最高裁昭和62年（オ）第1531号平成2年1月22日第二小法廷判決・民集44巻1号332頁参照）けれども、債務者が、事実上にせよ強制を受けて利息の制限額を超える額の金銭の支払をした場合には、制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったものということとはできず、法43条1項の規定の適用要件を欠くというべきである（最高裁平成16年（受）第1518号平成18年1月13日第二小法廷判決・民集60巻1号1頁参照）。そして、超過利息部分を自己の自由な意思によって支払ったか否かは、金銭消費貸借契約証書や貸付契約説明書の文言、契約締結及び督促の際の貸金業者の債務者に対する説明内容などの具体的事情に基づき、総合的に判断されるべきである（最高裁平成15年（オ）第456号、同年（受）第467号平成18年1月1

東京高等裁判所

From: 横須賀市民法律事務所

2010/06/30 17:38 #246 P.007/011

10-06-30; 15:58 ; 村根 龍彦

6 / 10

9日第一小法廷判決・裁判所時報1404号71頁参照)。

- (2) ところで、支払期日に約定の元本と共に制限超過部分を含む約定利息を支払わない限り、期限の利益を喪失し、残元本全額を直ちに一括して支払い、これに対する遅延損害金を支払うべき義務を負うことになる旨の約定は、債務者に対し、期限の利益を喪失する等の不利益を避けるため、本来は利息制限法1条1項によって支払義務を負わない制限超過部分の支払を強制することとなるから、支払期日に制限超過部分の支払を怠った場合に期限の利益を喪失するとする部分は、同項の趣旨に反して無効であり、支払期日に約定の元本又は利息の制限額の支払を怠った場合に限り、期限の利益を喪失するものと解されるが、このような約定の存在は、通常、債務者に対し、支払期日に約定の元本と共に制限超過部分を含む約定利息を支払わない限り、期限の利益を喪失し、残元本全額を直ちに一括して支払い、これに対する遅延損害金を支払うべき義務を負うことになるとの誤解を与え、その結果、このような不利益を回避するために、制限超過部分を支払うことを債務者に事実上強制することになるものというべきである（前記最高裁平成18年1月13日第二小法廷判決参照）。

本件において、本件期限の利益喪失特約は、元金若しくは利息制限法所定の制限利息の支払を遅滞したときは、債務者は期限の利益を失い、直ちに元金を一括して支払う旨定め、他方、本件弁済充当特約は、弁済金は約定利息、損害金、元金の順に充当する旨定めており、本件債選表には弁済予定額として各弁済期における約定の元金額と約定利息額とが記載されているが、利息制限法1条1項の趣旨にかんがみれば、本件弁済充当特約及び本件債選表の存在にかかわらず、支払期日に約定の元本額と利息の制限額の合計額を支払いさえすれば、期限の利益を失うものではないという解釈を採用すべきであり、この解釈を前提とすれば、本件弁済充当特約は、みなし弁済が成立した場合についてその充当関係を定めたものという解釈を採用すべきことに

東京高等裁判所

From: 横須賀市民法律事務所

2010/06/30 17:39 #246 P.008/011

10-06-30; 15:58 ; 林 良二 法律事務所

7 / 19

なる。しかし、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図ること等を定める法の趣旨、目的（法1条）等にかんがみると、法43条1項の規定の適用範囲については、これを厳格に解すべきであり（前記最高裁平成16年2月20日第二小法廷判決参照）、超過利息部分を自己の自由な意思によって支払ったか否かは、金融消費貸借契約証券や貸付契約説明書の文言、契約締結及び督促の際の貸金業者の債務者に対する説明内容などの具体的事情に基づき、総合的に判断されるべきところ（前記最高裁平成18年1月19日第一小法廷判決参照）、本件期限の利益喪失特約は、本件弁済充当特約及び本件償還表の記載と総合的に判断すると、法律専門家でない債務者が誤解なく上記のような解釈を採用することができるものではないというべきである。すなわち、支払期日に約定の元本額と利息の制限額の合計額を支払ったとしても、本件弁済充当特約が文言通り適用されるのであれば、弁済金がまず約定利息に充当される結果、弁済額中利息の制限額を超える約定利息に充当された額だけ元本の弁済額が少なくなり、この場合に本件期限の利益喪失特約が文言どおり適用されるのであれば、約定の元本中上記約定利息充当額の弁済を欠くものとして、期限の利益を喪失し、残元本全額を直ちに一括して支払い、これに対する遅延損害金を支払うべき義務を負うことになるとの誤解を与えるものとなっており、本件期限の利益喪失特約にも、本件弁済充当特約にも、このような解釈を疑義なく排斥できるような条項は定められていない。その上、被上告人から交付された本件償還表記載の支払予定額は、その額の支払を怠れば契約上の不利益を受ける金額であると債務者が通常認識しているところ、本件償還表には、支払予定額として利息制限法による制限利息額を超える約定利息額全額が記載されているのである。したがって、本件期限の利益喪失特約は、本件弁済充当特約及び本件償還表の記載と総合的に判断すると、法律専門家でない債務者が、通常誤解することなく、支払期日に約定の元本額と利息の制限額の合計額を支払いさえ

東京高等裁判所

From: 横須賀市民法律事務所

2010/06/30 17:39 #246 P.009/011

10-06-30; 15:58 ; 村松 誠 様

8 / 10

すれば、このような不利益を受けることはないと解釈できるものとはいえず、その結果、上記不利益を回避するために、制限超過部分を支払うことを債務者に事実上強制することになるというべきである。そして、上記判示の点に照らせば、この判断は、被上告人が破産会社に対し利息制限法1条、4条の条文等の記載のある本件説明書を交付したことによっても左右されるものではない。

したがって、本件期限の利益喪失特約とともに本件弁済充当特約がなされ、本件償還表が交付されたという事実関係の下において、債務者が、利息として、利息の制限額を超える額の金銭を支払った場合には、上記のような誤解を生じなかったといえるような特段の事情のない限り、債務者が自己の自由な意思によって制限超過部分を支払ったということとはできないと解するのが相当である（前記最高裁平成18年1月13日第二小法廷判決参照）。

(3) そして、原審認定の事実関係の下においては、本件弁済充当特約があり、本件償還表が交付されたにもかかわらず、支払期日に約定元本額と利息の制限額の合計額を支払いさえすれば、本件期限の利益喪失特約により期限の利益を失うものではない旨の説明まで、被上告人から破産会社に対してなされたとは認められないのであるから、上記のような誤解を生じなかったといえるような特段の事情があるとはいえない。

そうすると、原審認定の事実関係のみで破産者が自己の自由な意思によって制限超過部分を支払ったとした原審判断は、法令の解釈適用を誤ったものであり、破棄を免れず、論旨は理由がある。

第3 結論

そこで、原判決を破棄し、被上告人がこの点について説明を尽くしたなど上記特段の事情が認められるか否かを更に審理させるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所

From: 横須賀市民法律事務所

2010/06/30 17:39 #246 P.010/011

10-06-30; 15:58 ; 村田 法律事務所

9 / 10

東京高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 大 竹 たかし

裁判官 山 崎 まさよ

裁判官 林 俊之



東京高等裁判所

From: 横須賀市民法律事務所

2010/06/30 17:39 #246 P.011/011

10-06-30; 15:58 ; 林 誠 雄 断

10 / 10

これは正本である。

平成22年6月30日

東京高等裁判所第5民事部

裁判所書記官 門 田 智 子

